

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋 本 務 第 4 0 号  
令 和 5 年 1 月 2 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察における年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する実施要綱の制定について（例規）

みだしのことについては、別添「秋田県警察における年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する実施要綱」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 秋田県警察における年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する実施要綱

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要綱は、秋田県警察における年齢60年に達する職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田県条例第1号。以下「条例」という。）附則第3項に規定する職員及び第4項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）に対する条例附則第3項及び第4項の規定による任用及び給与に関する措置その他の必要な情報の提供（以下「情報の提供」という。）及び条例附則第3項及び第4項の規定による勤務の意思の確認（以下「勤務の意思の確認」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### 2 任命権者の範囲

秋田県警察における条例附則第3項の任命権者は、秋田県警察本部長（以下「本部長」という。）を指し、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

##### 3 情報の提供及び勤務の意思の確認の時期の特例

年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員又は異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（末日経過職員）に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、条例附則第3項に定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

#### 第2 情報の提供

条例附則第3項及び第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（1、3及び4に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2から第28条の4まで及び条例第9条の規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

2 条例第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）附則第4項から第14項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

4 職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号）附則第18項から第21項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

5 前記1から4までに掲げるもののほか、条例附則第3項及び第4項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると本部長が認める情報

#### 第3 勤務の意思の確認

1 条例附則第3項及び第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、その

ための期間を十分に確保するよう努めるものとする。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他本部長が必要と認める事項

3 前記2(1)から(4)までに掲げる事項を職員に確認するに当たっては、前記2(1)から(4)までに掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

#### 第4 その他

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項に基づき、本部長が、条例の施行日の前日までの間に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に60歳に達する職員に対し、改正法により改正された地方公務員法附則第23項の規定の例により、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思の確認を行う場合には、本要綱の例によるものとする。

この担当 警務課人事・採用係（☎2626）